

合理的配慮の提供とは

～解決策はひとつとは限らない、互いに工夫を積み重ねよう～

令和8年2月25日(水) 午後2時～4時



会場：川西市役所2階202会議室

兵庫県福祉部障害福祉課

講師：主幹 おおこうち かずきよ 大河内 良恭 氏



『求められたら、なんでもその通りにしないといけないの?』聞くこと、工夫することでお困り事を解消できればいいのです。

「合理的配慮」には対話が重要です。実現可能な対応策を障がいのある人と事業者が一緒になって考えましょう。

募集人数 25名

セミナー
内容

1. 講義
 - 障害者差別解消法の概要
 - 不当な差別的取り扱いとは?
 - 合理的配慮の提供とは?
 - 「合理的配慮の提供」と「環境の整備」
2. ケーススタディ
 - テーマについて個人ワークで対応案を考えましょう

合理的配慮の提供が義務化

されました!

令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまも、どのような取組ができるか考えていきましょう!

改訂後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

申込方法

市ホームページに掲載の入力フォーム、電話、FAX、メールいずれかの方法で2月18日(水)までに下記産業振興課へお申込みください。

<問合せ・申込み先> 申込フォーム・TEL・FAX・メールにて受付 (FAXは裏面の申込書をご利用ください)

川西市 市民環境部 産業振興課

(川西市役所2階7番)

【TEL】072-740-1162 【FAX】072-740-1332

【E-mail】kawa0181@city.kawanishi.lg.jp



申込日： 年 月 日

<申込書> 2/25 (水) 合理的配慮の提供とは

(FAX : 072-740-1332)

企業様名	ふりがな
ご担当者様 氏名	ふりがな
貴社の参加 予定人数	名
事業所在地	〒
電話(FAX)	
E-mail	

※お預かりする個人情報は、本事業運営上の目的以外で使用することはありません。

<ご案内>

近年、「働き方改革」の推進や、個人のライフスタイルと価値観の多様化、ITテクノロジーの発達などにより、リモートワーク、フレックスタイムなど働き方の選択肢が大いに広がってきています。また、若者、女性、高齢者、障がい者などすべての人々が、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図りながら、その能力を十分に発揮できるような雇用形態や労働環境の整備が推進されています。

市ホームページでは、多様な人材の活躍や多様な働き方の推進に取り組む市内事業所を紹介しています。



くるみん認定

雇用環境整備などについて行動計画を策定し、取組を実施し、一定の要件を満たした事業主を「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定しています。



ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業

「仕事と生活のバランス」の実現推進に取り組み、一定の成果があった企業等を、(公財)兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターが表彰・認定しています。



健康経営優良法人認定制度

地域の健康課題に即した取組や本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業などの法人を顕彰する制度です。



「多様な働き方を推進する市内事業所」に関する市ホームページはコチラから

<問合せ・申込み先>

川西市 市民環境部 産業振興課 (川西市役所 2階7番)

【TEL】 072-740-1162 【FAX】 072-740-1332

【E-mail】 kawa0181@city.kawanishi.lg.jp

